

滋賀県スポーツ推進審議会委員 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

次期滋賀県障害者プラン策定に向けた検討のための意見聴取について (依頼)

平素は、本県障害者施策の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県においては、「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなで一緒に働き、みんなと一緒にまちで生きる～」という理念のもと、障害のある人が「地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を基本目標として、各分野における施策を計画的に進めていくために、具体的な取組等について示した滋賀県障害者プランを策定しています。

現行プランの計画期間は平成27年度から令和2年度となっており、本年度は最終年度にあたります。そのため、現行プランの評価を行うとともに、次期プラン(令和3年度から令和8年度までの6年間)の策定を行う必要があります。

次期プランの策定は、滋賀県障害者施策推進協議会での議論を中心に進めてまいりますが、障害当事者や関係団体等の皆様からの御意見を踏まえたものとなるよう、貴審議会委員の皆様には現行プランの評価と次期プラン策定に向けた御意見を賜りたいと存じます。

つきましては、お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、添付の資料を御覧の上、下記により御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見

別紙様式に御意見等を記載の上、令和2年7月10日(金)までに下記メールまたはFAXにて送付願います。

※期日までに御返事がない場合は「意見なし」とさせていただきます

2. 送付資料

意見聴取表	現プランについての意見(課題や取組の改善等)
資料 1	現プランの概要および次期プラン策定の進め方
資料 2	現プラン抜粋(障害者スポーツに関連する分野等)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
共生推進係：清水・矢守／社会活動係：石田
TEL：077-528-3541／3542
FAX：077-528-4853
メール：ec00@pref.shiga.lg.jp

意見聴取表

貴団体名	滋賀県スポーツ推進審議会
委員名	

- ① 現行プランで障害者スポーツに関連する部分の記載を抜粋しています。
 項目ごとに、障害児者への取組において課題があると考えられる事柄について、具体的に下記表の<①課題>欄にご記入ください。
 ※ 各項目に横断的にかかわる課題もありますので、その場合はいずれかの項目にご記入いただければ結構です。
- ② 御記入いただいた各課題を解決するために、現行の取組の改善すべき点、または新たに必要と考える取組について下記表の<②取組の改善・新たな取組>欄にご記入ください。

項目	① 課題	② 取組の改善・新たな取組
I 基本的事項 II 基本理念と目標		
III 現状と今後の課題 (4活動する)		

IV主要 施策の 方向 (4と もに活 動す る)		
V重点 施策 (8ス ポー ツ、文 化・芸 術活動 の推 進)		

上記の他、滋賀県障害者プランの策定についてご意見がありましたら、御記入をお願いいたします。

御協力ありがとうございました。

< 1 > プラン策定の趣旨

現行の滋賀県障害者プラン（H27～R2）においては、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～」を目指し、「“地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”」を基本目標に掲げ、「1. とともに暮らす 2. とともに学ぶ 3. とともに働く 4. とともに活動する 5. 共生のまちづくり」という5つの主要施策を中心に具体的な各施策に取り組んできました。（※現行プランの概要は次ページを参照してください。）

近年、県内の3障害手帳を保持する者は増加傾向にあり、また、高齢化や障害の重度化、発達障害や難病が障害福祉施策の対象に加えられるなど、障害が多様化しているところです。

こうした状況に対して、国においては、障害者権利条約の締結・批准や、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法の改正等が行われ、県においても全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行しました。

現行プランは今年度最終年度を迎えることから、まずは、これまでの取組を評価し、成果と課題を明確にしたいと考えます。そして、滋賀県基本構想をもとに障害者の現状や国の障害者施策を踏まえて、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、令和3年度からの新しい計画を策定します。

滋賀県障害者プラン（障害者計画・第5次障害福祉計画・第1次障害児福祉計画）H30～R2

基本理念

“県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀県の実現” ～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

2つの視点

「ひと」

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進める。

「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

基本目標

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現”

<5つの視点>

その人らしく

いつでも

だれでも

どこでも

みんなで取り組む

主要施策の方向性

1. とともに暮らす

住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を届けられるよう取り組みます。

2. とともに学ぶ

障害の特性に応じた教育を受けることができるように努めるとともに、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。障害のある子どもの生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

3. とともに働く

企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指し、教育・福祉・労働の連携を進めます。

4. とともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

5. 共生のまちづくり

障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、防災・防犯対策の推進に努めます。

重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実
2. 障害のある人への就労支援の促進
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実
4. 精神障害のある人への支援の充実
5. インクルーシブ教育の推進

6. 障害のある子どもへの支援の充実
7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築
8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進
9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上【新】
10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組【新】

障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策
3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策【新】

4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり
5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策
6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策
7. 人材の確保および資質の向上のための施策
8. 障害福祉サービス等の見込み量

< 2 > 法律上の位置づけ

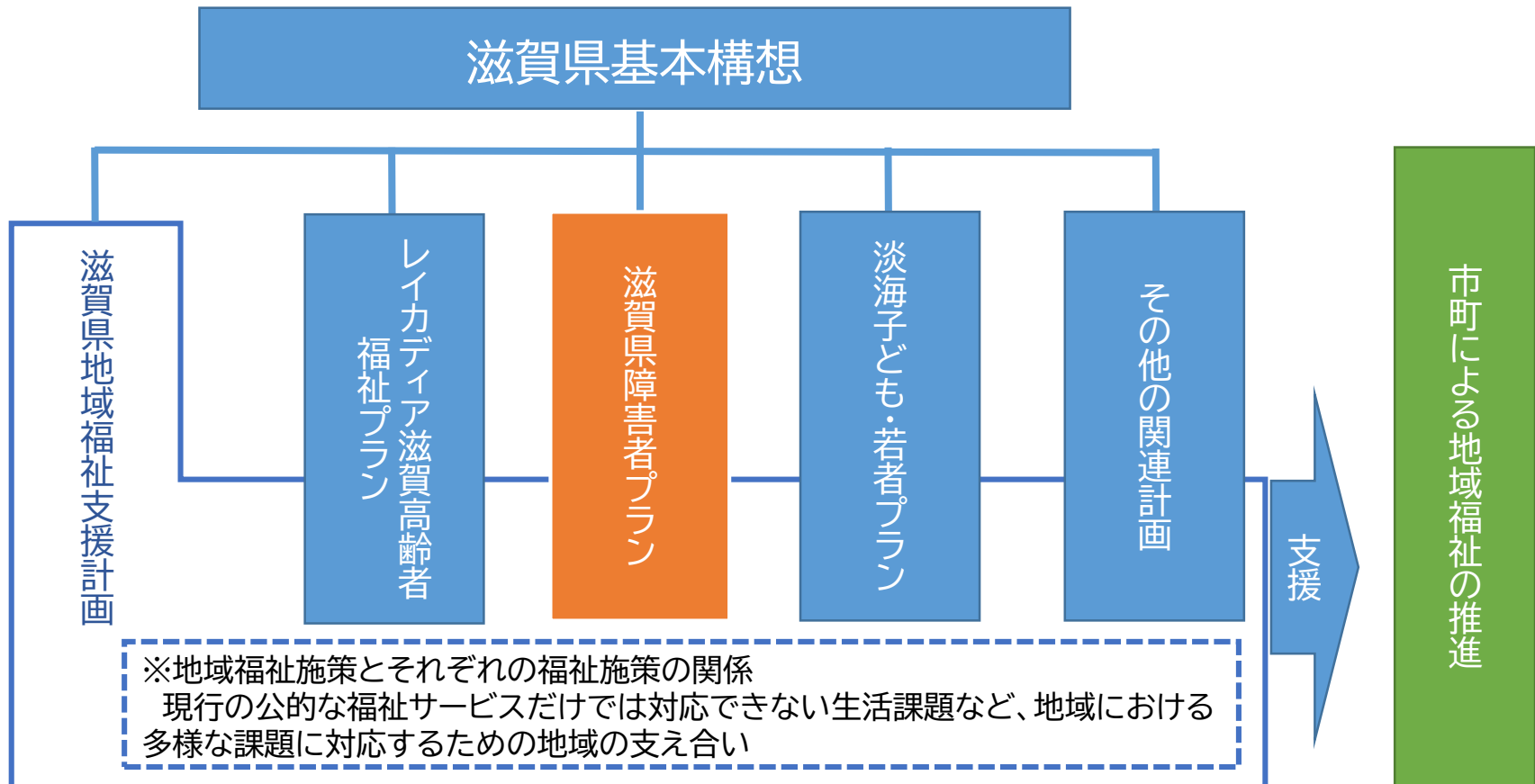
滋賀県障害者プランは、国が定める障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定したものです。各計画の概要と策定の根拠となる法律は以下の表のとおりです。

障害者計画は国が策定する障害者基本計画を基本として策定し、障害福祉計画等は、国が示す基本指針に即して策定することとされています。

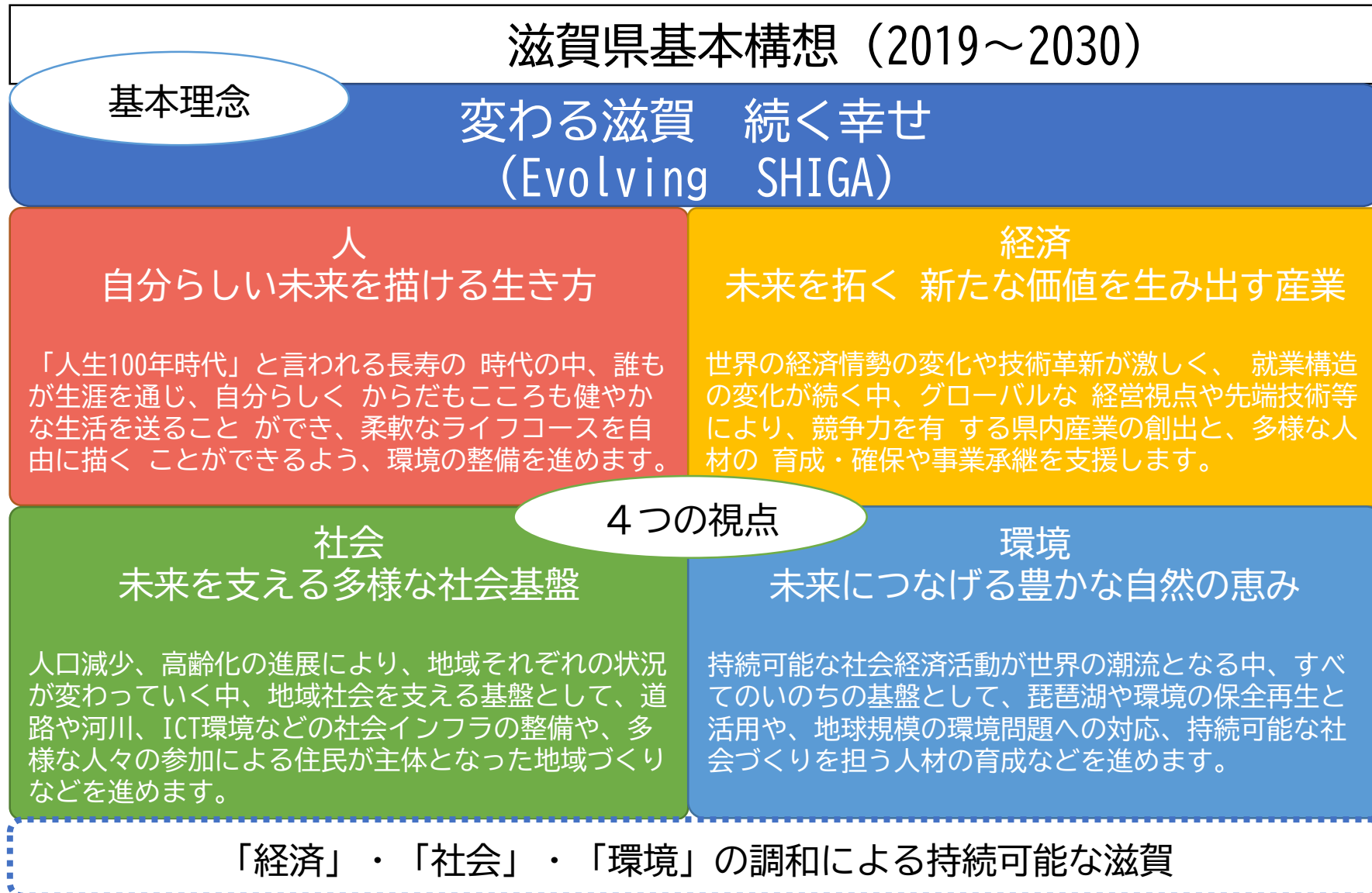
	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
各計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会参加を促進するために策定する。 ◆ 策定に当たっては、国の障害者基本計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。 ⇒ <u>障害者施策の基本的な事項や理念を定めるもの。盛り込まれた事項は個別事業として具現化する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害福祉サービス等（自立支援給付・障害児支援に係る給付）及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制確保と円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。 ◆ 策定に当たっては、（障害者自立支援）協議会の意見を聴くように努めることとされている。 ⇒ <u>障害者施策のうち特に障害福祉サービス等の整備目標と確保策について定めるもの。</u>
根拠となる法律	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者基本法 <u>（障害者基本計画等）第十一条 同条第二項</u> 都道府県は、<u>障害者基本計画を基本とする</u>とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者総合支援法 <u>（都道府県障害福祉計画）第八十九条第一項</u> 都道府県は、<u>基本指針に即して</u>、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
期間	5年間	3年間

< 3 > 滋賀県における障害者プランの位置づけ

県では、障害者プランの他に高齢者福祉に関する「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」、子どもの福祉に関する「淡海子ども・若者プラン」、分野を横断した地域福祉に関する「滋賀県地域福祉計画」などを策定し各施策を実施しています。障害者プランを含め各プランは相互に関連、補完し合いながら策定されています。これらのプランは、滋賀県全体の施策の基盤として策定されている「基本構想」を具体化するための計画として位置づけられています。



※ 滋賀県基本構想は「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、人、経済、社会、環境の4つの視点から「経済」・「社会」・「環境」の調和による持続可能な滋賀県の実現を目指すものです。概要は以下の図のとおりです。



< 4 > 計画期間

現プランは、全体の計画期間を6年間（平成27年度～令和2年度）とし、重点施策部分については、3年経過時に見直すこととしており、平成30年度に見直しています。

今回の改定では期間設定については継承し、全体の計画期間を6年間（令和3年度～令和8年度）とします。

以下の表は国が示す障害者基本計画や障害福祉計画の基本指針の期間と滋賀県障害者プランの期間の関係について、経過を示しています。

(年度)		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
滋賀県	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画				滋賀県基本構想 ～未来を拓く共生社会～			滋賀県基本構想 ～未来を拓く8つの扉～			滋賀県基本構想 ～夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～			滋賀県基本構想 ～変わる滋賀続く幸せ～ R1～R12の12カ年計画										
	滋賀県地域福祉支援計画								地域福祉支援計画				地域福祉支援計画 ～支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画～				次期計画								
	滋賀県障害者プラン	淡海障害者プラン			障害者福祉しがプラン				新・障害者福祉しがプラン		滋賀県障害者プラン ← 一部改定 →				(仮称) 新・滋賀県障害者プラン ← 一部改定 →										
国	障害者基本法に基づく国の障害者基本計画	第2次計画							第3次計画				第4次計画				(第5次)								
	障害者総合支援法に基づく障害福祉計画(国の基本指針)				第1期計画期間		第2期計画期間		第3期計画期間		第4期計画期間		第5期計画期間		第6期計画期間		(第7期)								
	児童福祉法に基づく障害児福祉計画(国の基本指針)														第1期計画期間		第2期計画期間		(第3期) 6						

< 5 > プラン策定の進め方

次期プラン策定の進め方は、以下の手順により、障害当事者の皆さん、障害福祉サービスの事業を実施している皆さんなど、関係者の皆さんの御協力をいただき、策定することを予定しております。

- ① 県障害者施策推進協議会を年4回実施し、次期プラン策定の進捗管理を確実に行う。
- ② 策定にあたり、障害当事者による現行プランの評価および次期プランの内容等に関する意見聴取を確実に行う。
 - ・ 各当事者団体・関係団体に現行プランの評価や新プランに盛り込むべき内容等を聴取
 - ・ 骨子案の段階と、原案の段階（県民政策コメント）で意見照会
- ③ 滋賀県障害者自立支援協議会（および各地域自立支援協議会）によるこれまでの議論の取りまとめを現行プランの評価に活用する。
- ④ また、次期プランの内容等に関する検討においては、既存の審議会や滋賀県障害者自立支援協議会の各部会などを積極的に活用する。
- ⑤ それ以外の重点分野については、障害者施策推進協議会内に検討の小委員会（ワーキングチーム会議を設置し、議論を深めていただく。

※プラン策定スケジュール

R2 5月	第1回障害者施策推進協議会開催（現プランの進捗状況・評価）
6/7月	分野ごとの小委員会開催①（現プラン評価・論点整理） 当事者団体等への意見照会
8月	第2回障害者施策推進協議会開催（骨子案）
9月	常任委員会報告（骨子案） 分野ごとの小委員会開催②（骨子案）
11月	第3回 障害者施策推進協議会開催（素案、県民政策コメント）
12月	常任委員会報告（素案、県民政策コメント）
R3 2月	第4回障害者施策推進協議会開催（最終案）
3月	常任委員会報告（最終案）

< 6 > 小委員会（ワーキングチーム）の設置

現行プランの評価や次期プランを策定するための協議のために、現行プランの体系をベースに、以下の7分野の小委員会を設置します。委員構成については1分野5～10名程度とし、障害当事者の参加、施策推進協議会の委員の参加、ジェンダーバランス等を考慮して選定させていただきました。

分 野	障害福祉課内担当係	県庁内関係部局
① 重症心身障害児者 （医療的ケア児者含む）	企画・指導係	健康寿命推進課 子ども・青少年局 特別支援教育課
② 障害児（教育分野）	企画・指導係	特別支援教育課
③ 高齢障害	企画・指導係／社会活動係	医療福祉推進課
④ 人材育成・確保	企画・指導係	医療福祉推進課
⑤ 意思疎通支援の充実等 （盲ろう者支援含む）	社会活動係	
⑥ 高次脳機能障害	精神・障害保健福祉係	
⑦ ひきこもり支援等	精神・障害保健福祉係	健康福祉政策課

また、以下の分野については、各分野の協議に適した既存の協議体を活用して協議を行います。

分 野	会議等の名称	県庁内担当課／障害福祉課担当係
発達障害	発達障害者支援地域協議会	社会活動係
就労	県障害者自立支援協議会(就労部会)	社会活動係
精神障害	精神保健福祉審議会	精神・障害保健福祉係
強度行動障害	県障害者自立支援協議会 (強度行動障害研究部会)	企画・指導係
相談機能・支援ネットワーク	県自立支援協議会(相談支援事業NW部会)	企画・指導係
文化・芸術	※文化芸術活動推進計画等の内容を活用	文化芸術振興課(社会活動係)
スポーツ	スポーツ推進審議会	スポーツ課(社会活動係)
ユニバーサルデザイン	※淡海エバー-サルデザイン行動指針の改定	健康福祉政策課(共生推進係)
障害者差別、権利擁護	障害者差別のない共生社会づくり委員会	共生推進係
難病	難病対策推進協議会	健康寿命推進課(精神障害係)

< 7 > 策定に向けた留意事項

以下の5点に留意し、実態に即した分かりやすい実効性のあるプランとなるよう策定に取り組みます。

① 障害当事者からの課題の把握、協議への参加

- ・当事者への生活実態調査結果の活用
- ・当事者団体等へのヒアリングの実施
- ・当事者の小委員会等議論の場への参加

② 社会情勢、国の施策動向等を踏まえた協議

- ・障害者権利条約、SDGs
- ・障害者基本計画、障害福祉計画基本指針等

③ 施策の「見える化」等による「分かりやすさ」の推進

- ・文章構成の工夫、図表の活用等

④ プランの進捗や目標達成状況の評価の明確化

- ・目標数値や活動指標の設定

⑤ 効果的なプランの推進体制、策定後の進捗管理

- ・施策推進協議会と県障害者自立支援協議会等

滋賀県障害者プラン【改定版】

～障害のある人もない人も全ての人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして～

平成30年（2018年）3月

滋 賀 県

I 基本的事項

1. 計画策定の背景

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、すべての人の願いです。県では、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という理念のもと、障害のある人が「地域で暮らし、働き、活動することの実現」に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。障害福祉施策の充実はもとより、障害者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

ア 平成 26 年 1 月に締結した障害者権利条約や、同条約締結に向けた国内法の整備（障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定など）により、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要です。

イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供状況を見据えながら、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成 23 年 8 月 30 日 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）において指摘されている「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要です。

ウ 民間と行政の協働のもと、重層的に地域福祉を推進する「福祉圏構想」を基本とした障害者生活支援センターによる 24 時間対応型在宅サービスの提供やサービス調整会議の設置など、先駆的な取組を重ねてきた滋賀の土壌を活かし、引き続き、障害のある人の多様化するニーズに応えていく必要があります。

2. 計画策定の趣旨

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしを実現できるよう、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現に向けた指針および実施計画として、この計画を策定します。

ア 障害のある人を取り巻く状況の変化や、「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24～26 年度）における成果と課題を踏まえ、今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定します。

イ 障害のある人や関係者の意見を計画に反映するとともに、県と同様に計画を策定する市町との連携・調整を図りながら計画を策定します。

ウ 糸賀一雄氏をはじめとする先人らの実践や理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指します。

3. 計画の位置付け

ア 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画です。

イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画です。

ウ 滋賀県基本構想の長期ビジョンを踏まえ、同構想で定める重点政策との整合性を図るとともに、県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画とします。

4. 計画期間

平成 27～32 年度の 6 年間とします。

ただし、下記VおよびVIの部分については、平成 30～32 年度の 3 年間とします。

5. 計画の推進体制

ア 障害のある人を施策の客体ではなく、自らの選択・決定に基づき、必要な支援を受けながら社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定や実施に当たっては、障害のある人やその家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

イ 滋賀県障害者施策推進協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携、調整を図りながら計画を推進します。

ウ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担により計画を推進します。

〈それぞれに求められる役割〉

●県

県は、総合的・専門的な事業、市町で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町等への助言、支援を行うとともに、障害者施策の動向や関連情報等の把握・収集に努め、必要な情報を適宜市町等に提供します。

また、福祉圏域間の調整などを通じ、均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用により、地域との連携も含めて適切な支援の提供が見込まれる多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修等による資質の向上に努めます。

●市町

市町は地方分権が進展するなか、障害のある人への福祉の提供については、大半の役割を担っています。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要とされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・ 障害福祉サービスの提供主体として、障害のある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施

- ・障害のある本人・家族や市民に対し、さまざまに変化する福祉政策や制度などの情報をわかりやすく提供
- ・障害のある人に適切な相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・地域生活支援事業を市町の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施

●障害のある人

障害のある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが求められます。

また、共生社会の実現を目指して、障害等の状況に応じ、自らボランティア活動を行うなど、地域活動への主体的な参加も求められます。

●サービス事業者

サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、サービスの質の評価と向上に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害のある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障害のある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

●企業

企業は、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めることにより、障害のある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域社会への積極的な参加により組織や人材等を活用したボランティア活動など社会貢献活動を進め、障害のある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、県の施策と協力しつつ、公益的な施設や車両、住宅供給などにおいて、障害のある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

●地域社会

地域社会は、障害のある人の地域生活を支える基盤となるものです。地域住民は、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が気兼ねなく行動し、活動に参加できる地域づくりを進めることが期待されます。

●県民

地域福祉を進める主役は、そこに暮らし地域を一番よく知っている県民一人ひとりです。県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるよう、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。

II 基本理念と基本目標

●基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指します。

<2つの起点>

ア 「ひと」

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進めます。

障害のある人もない人も、誰もが人として尊重され、学び、働き、結婚し、子育てをし、やがて老いていくといった、ライフステージを通じた総合的な支援が得られる社会を目指します。

そのために、医療・保健・福祉の一体的な提供をはじめ、教育や労働、また他の福祉分野との連携を強め、ニーズに則した施策化や既存制度の活用、サービスや相談の総合化に向け取り組みます。

イ 「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進めます。

障害の有無に関わらず誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活することができるよう、地域主体の共生社会を目指します。

そのために、障害のある人がまちで必要な役割を担うとともに、各種社会資源の利用や地元行事、防災対策等においても、まちの一員として均しく参画できるよう、障害者理解の促進や社会的障壁の除去に向け取り組みます。

●基本目標

～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現～

<5つの視点>

ア 「その人らしく」

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定することができる社会を実現していくことが大切です。こうしたことから、意思決定支援のほか、障害者虐待防止対策などの権利擁護や合理的配慮の提供など差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、障害および社会的障壁により制限を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

イ 「いつでも」

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用できる支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

ウ 「だれでも」

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。聴覚障害をはじめ障害が外見からは判断しにくい障害のある人への一層の配慮も求められます。このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

エ 「どこでも」

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援を受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策の有効性を確認しつつ、福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

オ 「みんなで取り組む」

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

Ⅲ 現状と今後の課題

これからの障害者施策の指針を定めるにあたり、「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24～26 年度）の進捗状況を検証し、その現状と課題を以下に整理しました。

1. 暮らす <略>

2. 学ぶ <略>

3. 働く <略>

4. 活動する

【現状】

- 1 平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツへの注目が徐々に高まっていく中で、特別支援学校等におけるスポーツへの取組が活発になってきているものの、障害者スポーツ大会への参加者は高齢化・減少傾向にあります。また、競技性の高い大会を目指す人から気軽にスポーツを楽しみたい人まで、興味・関心の幅が広がっています。
- 2 障害者スポーツの指導者は、障害のある人自身か、日ごろから障害のある人に直接関わる人など、限られた人達を中心となっています。
- 3 ボーダレス・アートミュージアム NO-MA での企画展や情報発信などにより、障害のある人の芸術活動の認知度は確実に高まっており、障害者アート公募展への応募者数（⑱参照）は、毎年 200～250 人程度となっています。
- 4 造形活動を行っている障害福祉サービス事業所 43 か所（平成 25 年度）のうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所は 11 か所となっています（⑲参照）。
- 5 障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数は 454 件（平成 25 年度）であり、そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談が 209 件と最も多くなっています（⑳参照）。
- 6 各地域における歌唱、音楽、ダンスなどの表現活動ワークショップの取組や、糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通じて、障害のある人による音楽等の表現活動の取組が広がってきています。
- 7 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果では、余暇活動や趣味活動等のために出かける回数について、31.5%の人が「ほとんど出かけない」と答えています。

<追加情報>

- ⑱障害者アート公募展への応募者数：343 人（平成 28 年度）
- ⑲造形活動を行っている障害福祉サービス事業所数：77 か所（平成 28 年度）
そのうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所数：
27 か所（平成 28 年度）
- ⑳障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数：
527 件（平成 28 年度）
そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談件数：316 件（平成 28 年度）

【課題】

- 障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会が少ない状況です。
- 身近な地域に障害のある人が利用できるスポーツ施設が少なく、障害のある人のスポーツを指導・支援する体制も十分整っていません。また、障害者スポーツの大会やイベントなどに関する情報が、障害のある人に行き届いていない状況です。
- 競技スポーツに取り組むアスリートに対して、専門的な知識や技術を持って指導できる者が少な

い状況です。また、障害者スポーツの審判も不足しています。

- 障害福祉サービス事業所における「著作権等保護のためのガイドライン」の活用など、造形作品の著作権保護に対する取組が進んでいない状況です。
- 近年、アール・ブリュットが注目を集める中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要です。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場所が少ない状況です。
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足しています。
- 障害のある人の社会参加を一層促進していくため、地域における余暇活動が充実したものとなるように、支援する人材や活動の場を確保することが必要です。
- 高次脳機能障害や発達障害のある人、難病患者同士のピア活動の場が少ない状況です。

5. 共生のまちづくり <略>

IV 主要施策の方向

基本目標「～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現～」に向け、各分野において主要施策の方向性を示します。

1. とともに暮らす <略>
2. とともに学ぶ <略>
3. とともに働く <略>

4. とともに活動する

- ・スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

ア 障害のある人のスポーツの推進

■障害者スポーツ推進体制の整備

- ・平成 32 年東京パラリンピックや平成 36 年全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技の競技団体の組織化を促進します。
- ・平成 32 年東京パラリンピックや平成 36 年全国障害者スポーツ大会を見据え、障害者スポーツ団体、生涯スポーツ団体、学校、大学などと連携しながら、若い障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成、選手の発掘・育成・強化などの取組を計画的に進めます。

■スポーツ大会の実施・選手育成

- ・障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

■参加機会の拡大

- ・身近な地域での競技会やスペシャルスポーツカーニバルの開催、スポーツクラブの育成、さらにはスペシャルオリンピックスや一般のスポーツ大会への参加を促進します。
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ推進委員など地域のスポーツ関係者、学校関係者、滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等が連携・協力のもと、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒がスポーツをする機会の充実や、障害のある人が身近な地域でスポーツやレクリエーションを気軽に楽しむことができる環境整備など、障害者スポーツのすそ野を広げるための取組を支援します。
- ・精神障害のある人のスポーツへの参加機会の充実を図るため、当事者団体、スポーツ関係団体と協力しながらスポーツクラブの育成を図ります。
- ・精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加について、全国障害者スポーツ大会の競技種目の検討状況も見据えて、県大会への種目追加など検討を進めます。

■スポーツ施設のバリアフリー化促進

- ・身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。

■競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援

- ・より競技性の高いスポーツ大会への参加を希望する選手に対して、各種大会開催情報の提供やパラリンピックをはじめとした国際大会出場へのプロセスの相談などの支援の充実を図ります。

イ 障害のある人の文化芸術活動の推進

■造形活動への参加促進と発表機会の充実

- ・障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかつ to アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。
- ・ボーダレス・アートミュージアム NO-MA の運営を支援し、障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。

■造形活動を支える仕組みづくり

- ・障害者造形活動支援センター（アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称「アイサ」））の運営を支援し、障害のある人による造形活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、造形活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ・アイサと連携しながら、「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

■表現活動の場の拡大

- ・障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やします。
- ・平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活動を広く県内外に発信する取り組みを検討します。

■アール・ブリュットの振興

- ・滋賀を中心に数多く見出されてきたアール・ブリュットの魅力発信、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図るための全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組み、アール・ブリュットの振興に努めます。
- ・アール・ブリュットの発信拠点として新生美術館の整備を進めます。

ウ 地域における余暇活動の支援

■余暇活動の場の提供

- ・障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。
- ・障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターにおいて、文化教養教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活の充実を図ります。

エ 社会参加の促進

■障害者社会参加推進センターによる事業推進

- ・障害のある人の地域における自立生活と社会参加の推進に向け、当事者団体等による連携のもと、障害者理解を深めるための啓発活動や研修会など、障害のある人自らによる取組を推進します。

■地域における社会参加の促進

- ・精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- ・聴覚障害のある人に日常生活に必要な知識や生活技術などの学習・体験等の場を設けるとともに手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを行い、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。
- ・視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者の派遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、通訳・介助者の養成や資質向上のための研修を実施します。
- ・視覚障害のある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に必要な知識や技術を習得するための家庭生活教室や生活行動訓練を実施するとともに、視覚障害のある人の外出を支援する同行援護従業者を養成するための講習会を実施します。

■身体障害者補助犬の普及啓発

- ・身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

■図書館利用に障害がある人へのサービス

- ・図書館においては、図書館利用に障害のある人には、所蔵する資料だけでなく、全国の図書館が所蔵する資料をオンライン・データベースを利用して取り寄せ、無料で郵送貸出しを行います。また特に視覚に障害のある人に対しては、オンライン・データベースを利用して録音資料や点字資料を在宅利用できる登録等の手続きを代行します。

■交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備

- ・手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的に実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。

オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

■本人活動の支援

- ・障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をする

ことによる自己実現や、社会への参画を促進します。

- ・同じ障害のある人による相談活動（ピアカウンセリング）を促進します。

■地域における交流の促進

- ・障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進めます。

■ボランティア活動の促進

- ・県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。

■精神保健福祉ボランティアの活動支援

- ・精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪を広げます。

■県民の社会貢献活動の環境整備

- ・「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、社会貢献活動やNPOに関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。

≪数値目標≫

指 標	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 目標	備考
障害者スポーツ県大会および スペシャルスポーツカーニバル の参加人数	1,527 人	2,000 人	—
障害者スポーツ指導員の資格 を取得した総合型スポーツク ラブ関係者およびスポーツ推 進員の人数	4 人	30 人	—
障害者アート公募展への応募 者数	242 人	380 人	・H28 年度 343 人 ・改定前目標 290 人を上方修正

5. 共生のまちづくり <略>

V 重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実 <略>
2. 障害のある人への就労支援の促進 <略>
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実 <略>
4. 精神障害のある人への支援の充実 <略>
5. インクルーシブ教育の推進 <略>
6. 障害のある子どもへの支援の充実 <略>
7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築 <略>

8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進

- ・本県では、「県障害者スポーツ大会」や「スペシャルスポーツカーニバル」を実施し、一般のスポーツの効用に加え、リハビリテーション効果、社会参加・自立の促進などに取り組んできましたが、大会参加者の高齢化が懸念されており、平成 36 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、若年層参加者を増やす取組が必要です。
- ・また、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害のある人の文化芸術活動にも注目が集まっており、本県の先駆的な取組をさらに発信していくとともに、障害のある人が障害のない人と同様に芸術を楽しんで鑑賞できるよう、合理的配慮等を一層促進していく必要があります。

(1) スポーツ

ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大

- ・東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスタースゲームズ 2021 関西等のビッグイベントを生かし、県民の障害者スポーツに対する理解を深め、障害のある人が県民総スポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる環境づくりを推進します。さらには、選手の発掘確保を含め、団体競技の普及について、県立障害者福祉センターで取り組むとともに、県障害者スポーツ協会等の関係団体、各市町と協力しながら推進します。

イ 障害のある人の参加機会の拡大

- ・県民の障害に対する意識についての実態を把握し、障害理解を進めながら、スポーツ団体、特に障害者スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員と連携し、障害のある人もない人も、一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。
- ・障害者スポーツ団体と連携し、学校体育や部活動において障害のある児童・生徒がスポーツの楽しさに気づき、日頃からスポーツに親しめるよう取り組みます。

(2) 文化・芸術活動

ア 障害のある人の文化芸術活動の推進

- ・障害のある人が障害のない人と同様に芸術を鑑賞できるように、アクセシビリティの充実を図ります。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。

イ 造形活動を支える仕組みづくり

- ・障害のある人が、著作権等を保護され、安心して造形作品に取り組むことができる環境を整備するため、障害福祉サービス事業所の職員を対象に、著作権等の権利保護に関する理解を広げるための研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるように研修内容や募集方法の工夫に努めます。

ウ 表現活動の場の拡大、発信

- ・地域が主体となって障害のある人の表現活動を展開していけるように、障害のある人の表現活動を適切に指導・運営できる人材の育成を支援します。また、国内のみならず、海外でも高く評価されている舞台パフォーマンスなどの表現活動の取組を広く知ってもらうため、効果的な情報発信の方法を検討し、推進します。

エ 新生美術館の整備

- ・本県の福祉の現場での先駆的な造形活動の取組から生まれてきた「アール・ブリュット」を柱の一つとする新生美術館について、「美の滋賀」づくりの拠点となるよう、多くの県民の参画を得て整備します。

オ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進

- ・障害者の文化芸術国際交流事業「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」において、障害のある人の造形作品や舞台パフォーマンスに対し国際的に高い評価を受けた成果を踏まえ、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックなどを通じて文化芸術活動による国際交流を推進します。

9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上 <略>

10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組 <略>

VI 障害福祉計画および障害児福祉計画

※以下すべて<略>